

介護予防・日常生活支援総合事業のご利用について

総合事業の手続きにより、訪問型サービス（ホームヘルパー）・通所型サービス（デイサービス）が利用できます。

※ただし、利用できるのは事業対象者であり、また、利用回数等に制限があります。



介護予防・日常生活支援が必要と認められた方（総合事業の対象者）は、**「訪問型介護（ホームヘルプ）」**と**「通所型介護（デイサービス）」**を利用することができます。

利用を希望される方は、申請手続きが必要となります。手続きは、申請書・基本チェックリスト（生活状況等についての簡易な質問票）の記入、介護保険の被保険者証の提出となります。

申請書類を審査し、事業対象者の決定を行います。

※介護保険と比べ、サービス利用の手続きが簡素化されますが、利用回数等の規定があります。

問合せ：開成町保険健康課
電話 0465-84-0320

訪問型サービス

(介護予防訪問介護に相当するサービス)

【利用できる人】状態により訪問型サービスの利用が必要な人（総合事業対象者）
要支援認定を受けている人

【サービス提供者】訪問介護サービス事業者

【サービス内容】食事や入浴、排泄の介助、掃除、洗濯、調理など

【利用料】1ヶ月あたりの自己負担（1割）のめやす

週 1 回 程 度 の 利 用	1, 1 6 8 円
-----------------	------------

※状況により週2回程度の利用ができることがあります。
町と要相談。自己負担のめやすは月2, 335円。

通所型サービス

(介護予防通所介護に相当するサービス)

【利用できる人】状態により通所型サービスの利用が必要な人（総合事業対象者）
要支援認定を受けている人

【サービス提供者】通所介護サービス事業者

【サービス内容】食事や入浴、排泄の介助、健康管理、レクリエーションや簡単な機能訓練など

【利用料】1ヶ月あたりの自己負担（1割）のめやす

週 1 回 程 度 の 利 用	1, 6 4 7 円
-----------------	------------

※状況により週2回程度の利用ができることがあります。町と要相談。自己負担のめやすは月3, 377円。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・運動器機能向上 225円/月
- ・栄養改善 150円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

*食費、日常生活費は別途負担となります。